

下水道接続促進事業について

大田市では、下水道への接続促進を図るため、令和 5 年度より新たに排水設備工事の補助を行います。

1. 補助対象工事

既存の一般住宅の排水を下水道に接続するための「排水設備工事」が対象です。ただし、以下に該当するかたは補助対象外となります。

- ①公共下水道受益者負担金、水道料金、市税等の滞納があるかた
- ②一般住宅等を借りているもので、貸主が工事する場合又は貸主の承諾が得られていないかた
- ③販売目的で既存の一般住宅の排水を下水道へ接続したかた
- ④下水道本管整備時に公共ますの設置を求めなかったかた
- ⑤排水設備工事に関して他の補助金の交付を受けるかた
- ⑥下水道が供用開始された年度の翌年度から 3 年を超えた後に、下水道へ接続されたかた（下記注意点にて経過措置あり）

※一般住宅とは専用住宅及び併用住宅（要件有）のことを指し、集合住宅や事務所等の非住宅は含みません。

2. 補助金額

工事費の 1/2 を補助対象とする。【上限 3 万円】

3. 補助金の申請から交付までの流れ

- ①排水設備工事検査合格後、30 日以内に「補助金交付申請書兼実績報告書」を提出する。（施主→市）
- ②書類審査を行い、適正と判断した場合は、「補助金交付決定及び確定通知書」を送付する。（市→施主）
- ③「補助金交付請求書」を提出し、交付金を交付。（施主→市→施主）

4. 注意点

- ・事業の対象工事内⑥の要件は、事業開始の経過措置として、令和 7 年度からの適用とします。（令和 5 年度、令和 6 年度は適用しません。）
- ・令和 5 年 4 月 3 日より前に「排水設備新設等確認申請書」の提出があった工事については補助の対象外となります。